

奈良県告示第百十号

卸売市場法施行条例（昭和四十七年条例第三十号）第十九条第二号の規定により、開設者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十六年六月十三日

奈良県知事 荒井正吾

開設者の名称	取扱品目	市場の名称	市場の所在地	許可年月日	変更年月日
（変更前） 財団法人 奈良県食 肉公社 （変更後） 公益財団 法人奈良 県食肉公 社	肉類（鳥肉を 除く。）及び その加工品	奈良県食肉地 方卸売市場	大和郡山市丹 後庄町四七五 番地の一	平成二年 十二月二 十六日	平成二十 六年四月 一日